

規制の事後評価書（簡素化 A）

法令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

規制の名称：成年被後見人等に係る欠格条項の見直し（外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律における成年被後見人等の欠格事由を削除するもの）

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：医政局医事課

評価実施時期：令和6年12月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律に設けられた欠格条項を削除するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	—
	事後評価時	【成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数】 規制緩和前（平成 29 年末）：198, 181 人 規制緩和後（令和 5 年末）：230, 848 人

（注）本規制緩和は、欠格条項の存在により成年後見制度の利用をちゅうちょする影響が出ているのではないかなどの指摘を踏まえて行われたものである。（「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会）。

本規制緩和と成年後見制度の利用者数の増加との間には必ずしも直接的な因果関係があるとはいえないが、成年被後見人等が入口段階で一律的に排除される仕組みを改め、本規制緩和の趣旨である成年被後見人等の人権の尊重等を実現することによる成年後見制度の利用促進に資するものである。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	新たな行政費用の算出は困難（行政側の事務処理費用の増加が見込まれたものの、新たに発生する届出件数が推測できなかったため）。
	事後評価時	新たな行政費用は発生しなかった。

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	規制緩和により顕在化する負担はない。
	事後評価時	規制緩和により顕在化する負担はなかった。

3 考察

- ・ 本規制緩和以降、成年後見制度（成年被後見人等）の利用者数は増加した。
- ・ また、本規制緩和により新たな行政費用及び顕在化する負担は生じていない。
- ・ 結論として、本規制緩和については、事前評価時の判断に影響を及ぼす差異は生じておらず、本規制緩和を継続することが妥当である。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係法律の整備に関する法律案

規制の名称：士業等、法人役員等の資格要件又は営業許可等の要件

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：厚生労働省医薬・生活衛生局、職業安定局

評価実施時期：平成30年3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、今後も成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用者数は、近年増加傾向にあるものの、認知症高齢者の増加数と比較して著しく少ない状況が続いている。

○認知症の人の将来推計について

（万人）

年	平成24年	平成27年	平成32年	平成37年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計	462	517	602	675
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計		525	631	730

※ 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）に基づき記載

○成年後見制度（成年後見、保佐、補助、任意後見）の利用状況

（万人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
利用者数	17	18	19	19	20

※ 平成24～28年度の数値は、最高裁判所「成年後見関係事件の概況－平成28年1月～12月－」

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

①で述べた現在の状況について、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっていると指摘されている。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 11 条第 2 号において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人權が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

【規制緩和の内容】

今般、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、厚生労働省関係法律に規定される欠格事由から成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）を削除することとする。

また、必要に応じ、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定）を新設することとする。

【規制以外の政策手段の検討】

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画等の趣旨を踏まえ、成年被後見人等の人權が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を行うものである。

そのため、上述のとおり、欠格事由を削除し、また、必要に応じ、個別審査規定（心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する規定）を新設することが最適な手段と考えられ、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定していない。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

申請者が、心身の故障がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって必要となる能力の有無を判断するために、医師の診断書等を提出する可能性があるが、診断書等の費用については病院、地域等によっても差があり、算出するのは困難である。

【行政費用】

届出規定の新設に伴い、当該届出に対して行う行政側の事務処理に係る費用の増加が見込まれるが、新たに発生する届出規定の件数は推測できないため費用を算出するのは困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

モニタリング費用は発生しない

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

当該規制において、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることから、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年後見制度の利用の促進に関する法律の目的である成年被後見人等の人權の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

本規制緩和の性質上、効果を金銭価値化するのは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

⑥と同様、算出は困難である。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

副次的な影響はないものと考えている。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

今回の改正においては、特段遵守費用及び行政費用が発生する可能性は排除できないものの、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人等という理由のみで一律に排除されることがなくなり、成年後見制度の利用の促進に関する法律の目的である成年被後見人等の人權の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、改正により得られる効果は非常に大きいものと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

1 ②で述べたとおり、代替案は想定していない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

・成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人權が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成

年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。

内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

今回の改正の施行状況や必要性等を踏まえて評価を行う。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

今回の改正の施行状況や必要性等を踏まえて評価を行う。